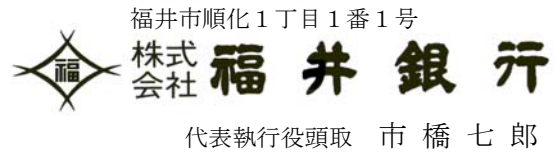


# 第188期中間決算公告

平成19年12月21日



## 中間連結財務諸表の作成方針

### (1) 連結の範囲に関する事項

- ① 連結される子会社及び子法人等 10社
- ・ 福銀ビジネスサービス株式会社
  - ・ 福銀スタッフサービス株式会社
  - ・ 福銀オフィスサービス株式会社
  - ・ 福銀総合管理株式会社
  - ・ 株式会社福銀ローンワーク
  - ・ Fukui Preferred Capital Cayman Limited
  - ・ 福井信用保証サービス株式会社
  - ・ 株式会社福銀リース
  - ・ 株式会社福井ディーシーカード
  - ・ 福井ネット株式会社

- ② 非連結の子会社及び子法人等  
該当ありません。

### (2) 持分法の適用に関する事項

該当ありません。

### (3) 連結される子会社及び子法人等の中間決算日等に関する事項

連結される子会社及び子法人等の中間決算日は全社9月末日であります。

### (4) のれん及び負ののれんの償却に関する事項

該当ありません。

中間連結貸借対照表 (平成19年9月30日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
( 資 産 の 部 )		( 負 債 の 部 )	
現 金 預 け 金	31,961	預 金	1,814,124
コールローン及び買入手形	62,000	譲 渡 性 預 金	74,152
債券貸借取引支払保証金	30,093	コールマネー及び売渡手形	9,529
買 入 金 銭 債 権	11,439	借 用 金	272
商 品 有 価 証 券	777	外 国 為 替	227
金 銭 の 信 託	1,207	社 債	20,000
有 価 証 券	379,336	そ の 他 負 債	17,651
貸 出 金	1,492,072	賞 与 引 当 金	233
外 国 為 替	3,102	役 員 賞 与 引 当 金	12
そ の 他 資 産	25,768	退 職 給 付 引 当 金	5,045
有 形 固 定 資 産	28,880	役 員 退 職 慰 労 引 当 金	325
無 形 固 定 資 産	645	睡 眠 預 金 払 戻 損 失 引 当 金	175
繰 延 税 金 資 産	10,559	再 評 価 に 係 る 繰 延 税 金 負 債	4,658
支 払 承 諾 見 返	19,949	支 払 承 諾	19,949
貸 倒 引 当 金	△ 19,700	負 債 の 部 合 計	1,966,358
		( 純 資 産 の 部 )	
		資 本 金	17,965
		資 本 剰 余 金	2,630
		利 益 剰 余 金	68,985
		自 己 株 式	△ 12
		株 主 資 本 合 計	89,568
		そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	1,641
		繰 延 ヘ ッ ジ 損 益	△ 0
		土 地 再 評 価 差 額 金	6,353
		評 価 ・ 換 算 差 額 等 合 計	7,994
		少 数 株 主 持 分	14,173
		純 資 産 の 部 合 計	111,736
資 産 の 部 合 計	2,078,095	負 債 及 び 純 資 産 の 部 合 計	2,078,095

注1. 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

2. 商品有価証券の評価は、時価法（売却原価は移動平均法により算定）により行っております。

3. 有価証券の評価は、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法(定額法)、  
 その他有価証券のうち時価のあるものについては中間連結決算日の市場価格等に基づく時

価法（売却原価は移動平均法により算定）、時価のないものについては移動平均法による原価法又は償却原価法により行っております。なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。

4. 金銭の信託において信託財産を構成している有価証券の評価は、上記 3. のうちのその他有価証券と同じ方法により行っております。
5. デリバティブ取引の評価は、時価法により行っております。
6. 当行の有形固定資産の減価償却は、定率法（ただし、平成 10 年 4 月 1 日以後に取得した建物（建物附属設備を除く。）については定額法）を採用し、年間減価償却費見積額を期間により按分し計上しております。また、主な耐用年数は次のとおりであります。

建 物 3 年 ～ 50 年

動 産 2 年 ～ 20 年

連結される子会社及び子法人等の有形固定資産についても、主として当行と同様の基準で償却しております。

なお、平成 19 年度税制改正に伴い、平成 19 年 4 月 1 日以後に取得した有形固定資産については、改正後の法人税法に基づく償却方法により減価償却費を計上しております。この変更により、経常利益及び税金等調整前中間純利益は、従来の方法によった場合に比べ 24 百万円減少しております。

また、当中間連結会計期間より、平成 19 年 3 月 31 日以前に取得した有形固定資産については、償却可能限度額に達した連結会計年度の翌連結会計年度以後、残存簿価を 5 年間で均等償却しております。なお、この変更により経常利益及び税金等調整前中間純利益は、従来の方法によった場合に比べ 40 百万円減少しております。

7. 無形固定資産の減価償却は、定額法により償却しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、当行並びに連結される子会社及び子法人等で定める利用可能期間（主として 5 年）に基づいて償却しております。
8. リース資産については、リース期間を償却年数とし、リース期間満了時のリース資産の見積処分価額を残存価額とする定額法により償却しております。
9. 外貨建資産・負債については、中間連結決算日の為替相場による円換算額を付しております。
10. 当行の貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。

破産、特別清算等法的に経営破綻の事実が発生している債務者（以下、「破綻先」という。）に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者（以下、「実質破綻先」という。）に係る債権については、以下のなお書きに記載されている直接減額後の帳簿価額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者（以下、「破綻懸念先」という。）に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断し必要と認める額を計上しております。

また、前連結会計年度末より、破綻懸念先及び下記 24. の貸出条件緩和債権等を有する債務者で与信額が一定額以上の大口債務者のうち、債権の元本の回収及び利息の受取りに係るキャッシュ・フローを合理的に見積もることができる債権については、当該キャッシュ・フ

ローを当初約定利子率で割引いた金額と債権の帳簿価額との差額を貸倒引当金とする方法（キャッシュ・フロー見積法）により引き当てております。この結果、経常利益及び税金等調整前中間純利益は、従来の方法によった場合に比べ、それぞれ1,677百万円減少しております。

上記以外の債権については、過去の一定期間における貸倒実績から算出した貸倒実績率等に基づき計上しております。

すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しており、その査定結果に基づいて上記の引当を行っております。

なお、破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は23,191百万円であります。

連結される子会社及び子法人等の貸倒引当金は、一般債権については過去の貸倒実績率等を勘案して必要と認めた額を、貸倒懸念債権等特定の債権については、個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額をそれぞれ引き当てております。

11. 賞与引当金は、従業員への賞与の支払いに備えるため、従業員に対する賞与の支給見込額のうち、当中間連結会計期間に帰属する額を計上しております。
12. 役員賞与引当金は、役員への賞与の支払いに備えるため、役員に対する賞与の支給見込額のうち、当中間連結会計期間に帰属する額を計上しております。
13. 退職給付引当金は、従業員の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における退職給付債務の見込額に基づき、当中間連結会計期間末において発生していると認められる額を計上しております。また、過去勤務債務及び数理計算上の差異の損益処理方法は以下のとおりであります。

過去勤務債務	その発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数(5年)による定額法により損益処理
--------	--

数理計算上の差異	各連結会計年度の発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数(5年)による定額法により按分した額をそれぞれ発生翌連結会計年度から損益処理
----------	---

14. 従来、役員退職慰労金は、支出時に費用処理をしておりましたが、「租税特別措置法上の準備金及び特別法上の引当金又は準備金並びに役員退職慰労引当金等に関する監査上の取扱い」（日本公認会計士協会監査・保証実務委員会報告第42号平成19年4月13日）が、平成19年4月1日以後開始する連結会計年度から適用されることに伴い、当中間連結会計期間から同報告を適用し、役員への退職慰労金の支払に備えるため、役員に対する退職慰労金の支給見積額のうち、当中間連結会計期間末までに発生していると認められる額を役員退職慰労引当金として計上しております。

これにより、従来の方法に比べ、特別損失は325百万円増加し、税金等調整前中間純利益は同額減少しております。

15. 従来、一定の要件を満たす睡眠預金については、負債計上を中止するとともに利益計上を行い、預金者からの払戻請求時に費用処理をしておりましたが、「租税特別措置法上の準備金及び特別法上の引当金又は準備金並びに役員退職慰労引当金等に関する監査上の取扱い」（日本公認会計士協会監査・保証実務委員会報告第42号平成19年4月13日）が平成

19年4月1日以後開始する連結会計年度から適用されることに伴い、当中間連結会計期間から同報告を適用し、預金者からの払戻請求に基づく支払に備えるため、過去の払戻実績に基づく将来の払戻損失見込額を睡眠預金払戻損失引当金として計上しております。

これにより、従来の方法と比べ、特別損失は175百万円増加し、税金等調整前中間純利益は同額減少しております。

16. リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に準じた会計処理によっております。

17. 外貨建金融資産・負債から生じる為替変動リスクに対するヘッジ会計の方法は、「銀行業における外貨建取引等の会計処理に関する会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第25号）に規定する繰延ヘッジによっております。ヘッジ有効性評価の方法については、外貨建金銭債権債務等の為替変動リスクを減殺する目的で行う為替スワップ取引等をヘッジ手段とし、ヘッジ対象である外貨建金銭債権債務等に見合うヘッジ手段の外貨ポジション相当額が存在することを確認することによりヘッジの有効性を評価しております。

18. 消費税及び地方消費税（以下、消費税等という。）の会計処理は、税抜方式によっております。ただし、有形固定資産に係る控除対象外消費税等は当中間連結会計期間の費用に計上しております。

19. 当行の取締役及び執行役との間の取引による取締役及び執行役に対する金銭債権総額  
17百万円

20. 有形固定資産の減価償却累計額 21,846百万円

21. 有形固定資産の圧縮記帳額 3,907百万円

22. 貸出金のうち、破綻先債権額は2,028百万円、延滞債権額は59,896百万円であります。

なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金（貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。）のうち、法人税法施行令（昭和40年政令第97号）第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金であります。

また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。

23. 貸出金のうち、3カ月以上延滞債権額は184百万円であります。

なお、3カ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3カ月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。

24. 貸出金のうち、貸出条件緩和債権額は4,763百万円であります。

なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び3カ月以上延滞債権に該当しないものであります。

25. 破綻先債権額、延滞債権額、3カ月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は66,872百万円であります。

なお、22. から 25. に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。

26. 手形割引は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号）に基づき金融取引として処理してお

ります。これにより受け入れた商業手形及び買入外国為替は、売却又は（再）担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は、20,726百万円であります。

27. 担保に供している資産は次のとおりであります。

担保に供している資産	
有価証券	44,478百万円
担保資産に対応する債務	
預金	4,298百万円

上記のほか、為替決済等の取引の担保として、有価証券64,769百万円を差し入れております。

なお、その他資産のうち保証金は356百万円であります。

28. 土地の再評価に関する法律(平成10年3月31日公布法律第34号)に基づき、当行の事業用の土地の再評価を行い、評価差額については、当該評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しております。

再評価を行った年月日 平成10年3月31日

同法律第3条第3項に定める再評価の方法 土地の再評価に関する法律施行令(平成10年3月31日公布政令第119号)第2条第4号に定める地価税法第16条に規定する地価税の課税価格の計算方法に基づいて、時点修正による補正等合理的な調整を行って算出しております。

29. 社債は劣後特約付社債であります。

30. 「有価証券」中の社債のうち、有価証券の私募(金融商品取引法第2条第3項)による社債に対する保証債務の額は13,756百万円であります。

なお、当該保証債務に係る支払承諾及び支払承諾見返については、「銀行法施行規則」(昭和57年大蔵省令第10号)別紙様式が「銀行法施行規則等の一部を改正する内閣府令」(内閣府令第38号平成19年4月17日)により改正されたことに伴い、相殺しております。

前中間連結会計期間において上記相殺を行った場合は、前中間連結会計期間末の支払承諾及び支払承諾見返は、それぞれ11,945百万円減少します。

31. 1株当たりの純資産額 400円81銭

32. 有価証券の時価及び評価差額等に関する事項は次のとおりであります。これらには、「有価証券」のほか、「買入金銭債権」中の信託受益権が含まれております。33. についても同様であります。

満期保有目的の債券で時価のあるもの

	中間連結貸借対照表 計上額(百万円)	時 価 (百万円)	差 額 (百万円)
国債	9	9	△ 0
地方債	10,037	9,910	△ 126
その他	45,771	45,954	182
合計	55,819	55,875	56

その他有価証券で時価のあるもの

	取得原価 (百万円)	中間連結貸借対照表 計上額(百万円)	評価差額 (百万円)
株式	10,445	16,293	5,848
債券	265,258	263,183	△2,074
国債	183,422	181,606	△1,815
地方債	15,087	15,233	145
社債	66,747	66,344	△403
その他	28,398	27,104	△1,293
合計	304,101	306,582	2,481

なお、上記の評価差額から繰延税金負債 786 百万円を差し引いた額 1,695 百万円のうち少数株主持分相当額 53 百万円を控除した額 1,641 百万円を、「その他有価証券評価差額金」に計上しております。

33. 時価評価されていない有価証券のうち、主なものの内容と中間連結貸借対照表計上額は、次のとおりであります。

内 容	中間連結貸借対照表計上額(百万円)
満期保有目的の債券	
非上場市町村債	1,881
私募債	13,826
その他有価証券	
非上場株式	1,227
信託受益権	2,733

34. 金銭の信託の保有目的別の内訳は次のとおりであります。

満期保有目的の金銭の信託はありません。

	取得原価 (百万円)	中間連結貸借対照表 計上額(百万円)	評価差額 (百万円)
その他の 金銭の信託	1,207	1,207	—

35. 現金担保付債券貸借取引により受け入れている有価証券のうち、売却又は（再）担保という方法で自由に処分できる権利を有する有価証券で、当中間連結会計期間末に当該処分をせずに所有しているものは 29,960 百万円であります。

36. 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は、466,143 百万円であります。このうち契約残存期間が 1 年以内のものが 448,632 百万円あります。

なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当行並びに連結される子会社及び子法人等の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、当行並びに連結される子会社及び子法人等が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に予め定めている行内手続に基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。

37. 「金融商品に関する会計基準」（企業会計基準第 10 号）及び「金融商品会計に関する実務

指針」(日本公認会計士協会会計制度委員会報告第14号)等における有価証券の範囲に関する規定が一部改正され(平成19年6月15日付及び同7月4日付)、金融商品取引法の施行日以後に終了する連結会計年度及び中間連結会計期間から適用されることになったことに伴い、当中間連結会計期間から改正会計基準及び実務指針を適用しております。

38. 銀行法施行規則第17条の5第1項第3号ロに規定する連結自己資本比率(国内基準)  
11.34%

中間連結損益計算書

(平成19年4月1日から  
平成19年9月30日まで)

(単位：百万円)

科 目	金 額
経常収益	26,951
資金運用収益	17,581
(うち貸出金利息)	(14,861)
(うち有価証券利息配当金)	(2,359)
役務取引等収益	4,330
その他業務収益	4,465
その他経常収益	573
経常費用	23,140
資金調達費用	3,009
(うち預金利息)	(2,330)
役務取引等費用	947
その他業務費用	4,066
営業経常費用	12,317
その他経常費用	2,799
経常利益	3,811
特別利益	1,215
特別損失	704
税金等調整前中間純利益	4,322
法人税、住民税及び事業税	839
法人税等調整額	680
少数株主利益	273
中間純利益	2,529

注1. 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

2. 1株当たり中間純利益金額 10円39銭

3. 潜在株式調整後1株当たり中間純利益金額については、潜在株式がないので記載していません。

4. 「その他経常費用」には、貸出金償却1,153百万円及び貸倒引当金繰入額669百万円を含んでおります。

5. 「特別利益」には、償却債権取立益1,212百万円を含んでおります。